

社会保険と後期高齢者医療制度

政府管掌健康保険に加入している事業主と
そこでの被保険者である従業員・経営者との関係において
4月以降の給与計算に関わる説明をいたします。

制度開始時に75歳の誕生日を迎えていた人は、いつから、後期高齢者医療制度に加入するのか①

平成20年4月1日から加入することになる。

75歳の誕生日を迎えました。後期高齢者医療制度に加入するのは、翌月1日になるのか?②

75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の資格取得となるため、
健康保険の被保険者でなくなります。

社会保険の被保険者の資格を喪失しますが、その手続きはどうするのか

社会保険事務所から事業主宛に被保険者の情報をプリントした被保険者資格喪失届が
送られてきます。
必要事項記入の上、押印し、被保険者証を添付し、社会保険事務所に提出します。

後期高齢者医療制度に加入した月は、どの保険の制度の保険料を支払うのか

後期高齢者医療制度の保険料は月単位で計算されますので、
誕生日の属する月の分より納めることになります。
社会保険料の支払いは、前月分までになります。

これまで、給与から社会保険料の天引きを行っていたが、天引きは、いつの給与からしなくてもいいの?

- ① この場合は、4月支払の給与から健康保険の天引きをします。3月分の健康保険料です。
5月支払の給与から健康保険の天引きはなくなります。
- ② 誕生日の属する月の翌月支払日から、健康保険の天引きをしなくてもいいことになります。
4月中に75歳に達した場合には、5月支払の給与から健康保険の天引きはなくなります。

以上 被扶養者の手続きや
広域連合の障害認定を受けた65歳以上75歳未満の加入者については、
上記の説明には、含めていません。
給与計算に限定しての説明です。

